

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年8月2日	堀江タクシー株式会社(法人番号 7120001047369) 代表者高士浩正	大阪府大阪市西区北堀江 2丁目4番23号	本社	大阪府大阪市西区北堀江2丁目4番23 号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和4年8月8日	株式会社奄美タクシー尼崎(法人番 号2140001054649) 代表者名島直久	兵庫県尼崎市御園1丁目 18番	本社	兵庫県尼崎市御園1丁目18番	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年4月28日、公安委員会からの通報及び労働局からの通報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第3項、第4項)、(2)運行記録計の記録義務違反【記録】(運輸規則第26条第2項)、(3)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和4年8月12日	扇興タクシー株式会社(法人番号 8350001006821) 代表者暮部光昭	宮崎県延岡市別府町3802 の1	神戸営業所	兵庫県神戸市長田区長田天神町6丁目 4番8号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(道路交通法令違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
令和4年8月12日	株式会社PEACE TAXI(法人番号 4140001030763) 代表者津田四郎	兵庫県神戸市兵庫区三川 口町2丁目2番地23号	本社	兵庫県神戸市兵庫区三川口町2丁目2 番地23号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(道路交通法令違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和4年8月12日	東洋タクシー株式会社(法人番号 5140001014609) 代表者橋信之	兵庫県神戸市兵庫区三川 口町2丁目5番地24号	本社	兵庫県神戸市兵庫区三川口町2丁目5 番地24号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(道路交通法令違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和4年8月12日	有限会社ダイヤモンド(法人番号 2140002015006) 代表者青田英子	兵庫県神戸市須磨区妙法 寺宇上野路1068	本社	兵庫県神戸市須磨区妙法寺宇上野路 1068	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(道路交通法令違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	14	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年8月15日	株式会社(法人番号 2140001001163) 代表者成川邦彦	兵庫県神戸市東灘区深江 浜町135番地	本社	兵庫県神戸市灘区味泥町1番8号	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年5月18日、労働局からの通報を端緒として 監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針」による運転者に対する 特別な指導及び適正診断受診義務違反【適性診 断の受診状況】(旅客自動車運送事業運輸規則第 38条第2項)	0	0
令和4年8月18日	株式会社ジャパンリムジンサービス (法人番号2460302004659) 代表者 柿内裕一	北海道網走郡大空町女満 別本通3丁目1番25号	大阪	大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1	輸送施設の使用停止(71日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条	令和4年1月26日、区域拡大を端緒として監査を 実施。9件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客 運送【反復・計画的なもの認められるもの】(法第 20条)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自 動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条 第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事 項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等 の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25 条第3項、第4項)、(5)乗務員台帳の作成、備付け 義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条 第1項)、(6)「旅客自動車運送事業者が事業用自動 車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に よる運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則 第38条第1項)、(7)運転者に対する指導及び監督 に係る記録の作成・保存義務違反【記録】(運輸規 則第38条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務 違反(運輸規則第46条)、(9)運行管理者の講習(一 般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	8	8
令和4年8月22日	NARDO JAPAN株式会社(法人番 号3120001212711) 代表者石原淳一	大阪府堺市西区浜寺諏訪 森町西1-12-11-202	NARDO JAPAN 株式会社(エイト交 通)	大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西1-12- 11-202	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条	令和4年2月9日及び同年2月22日、新規許可を端 緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送【臨時・偶発的なものと認め られるもの】(法第20条)、(2)点呼の記録義務違反 【記録】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運 輸規則」)第24条第5項)、(3)点呼の記録義務違反 【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)乗 務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等 の不備】(運輸規則第37条第1項)、(5)「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(以下「運転者に対する指 導監督告示」)による運転者に対する指導監督義 務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対す る指導監督告示による運転者に対する特別な指 導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診 状況】(運輸規則第38条第2項)	1	1